㊨

令和8年 10 月 15 日

佐賀労働局長
田之上　英治　殿

佐賀地方最低賃金審議会
会 長　甲斐　今日子

佐賀県一般機械器具製造業関係最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和8年9月1日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった佐賀県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、「改正決定することを必要と認める。」との結論に達したので答申する。

㊨

令和8年 10 月 15 日

佐賀労働局長
田之上　英治　殿

佐賀地方最低賃金審議会
会　長　甲斐　今日子

佐賀県電気機械器具製造業関係最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和8年9月１日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった佐賀県発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同附属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、「改正決定することを必要と認める。」との結論に達したので答申する。

㊨

令和8年 10 月 15 日

佐賀労働局長
　　田之上　英治　殿

佐賀地方最低賃金審議会
会長　甲斐　今日子

佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低賃金の改正決定
の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和8年9月１日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった佐賀県陶磁器・同関連製品製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低賃金について改正決定する必要について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

㊨

令和8年 10 月 15 日

佐賀労働局長
　　田之上　英治　殿

佐賀地方最低賃金審議会
会長　甲斐　今日子

佐賀県百貨店、総合スーパーマーケット、各種食料品小売業最低賃金の
決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和8年9月１日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった佐賀県百貨店、総合スーパーマーケット、各種食料品小売業に係る最低賃金の決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、佐賀県百貨店、総合スーパーマーケット、各種食料品小売業最低賃金について決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

㊨

佐労発基 1015 第１号
令和８年 10 月 15 日

佐賀地方最低賃金審議会
　　会長　甲斐 今日子　殿

佐賀労働局長
　　田之上　英治

佐賀県特定最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第１５条第２項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

佐賀県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業最低賃金（平成２０年佐賀労働局最低賃金公示第２号）

㊥

佐労発基 1015 第２号
令和８年 10 月 15 日

佐賀地方最低賃金審議会
会長 甲斐 今日子 殿

佐賀労働局長
田之上 英治

佐賀県特定最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

佐賀県発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同附属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業最低賃金(令和6年佐賀労働局最低賃金公示第2号)